

見附市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第15号

見附市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

見附市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年見附市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2項」の次に「（第1号に係る部分に限る。）」を加え、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項から第

4 8 条までの改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年見附市条例第 1 8 号）附則第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により罰則を適用する場合並びに同条例附則第 4 条の規定により廃止前の見附市個人情報保護条例（平成 1 1 年見附市条例第 2 1 号）の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 条に規定する懲役が含まれるときは、その刑と刑期を同じくする有期拘禁刑とする。